

有効期間満了日 平成36年3月31日

熊交規第277号

平成31年4月11日

経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針の制定について（通達）見出しのことについては、別添「経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針の制定について（通達）」（平成31年3月27日付け警察庁丁規発第61号）のとおり運用することとしたので、各警察署にあつては、本指針に基づいた適切な信号機改良の上申に努められたい。その他の所属にあつては、執務の参考とされたい。

※ 警察庁通達「経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器に関する設置・運用指針の制定について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。